

笠間市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月21日

笠間市監査委員 齋田 陽介

笠間市監査委員 荻谷 正

笠間市監査委員 飯田 正憲

令和4年度定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査期日及び監査対象部署

監 査 期 日	監 査 対 象 部 署 ・ 学 校
令和4年11月28日	総務部 総務課 笠間支所地域課 岩間支所地域課 収税課 税務課 財政課 資産経営課
令和4年11月30日	保健福祉部 社会福祉課 子ども福祉課（各保育所） 笠間支 所福祉課 岩間支所福祉課 高齢福祉課・地域包 括支援センター 保険年金課 こども育成支援セ ンター 健康医療政策課
令和4年12月6日	市立病院 市長公室 秘書課 デジタル戦略課 企画政策課 企業誘致・移住推進課
令和5年1月13日	上下水道部 下水道課 水道課 会計課 監査委員事務局 公平委員会 市民生活部 市民課（市民窓口課） 市民活動課 環境政策課 資源循環課
令和5年1月18日	産業経済部 農政課 観光課 商工課 議会事務局 農業委員会事務局 消防本部
令和5年1月31日	都市建設部 都市計画課 建設課 管理課 教育委員会 学務課 おいしい給食推進室 公民館 図書館 生涯学習課
令和5年2月7日	教育委員会（学校監査） 大原小学校 北川根小学校 岩間第三小学校 岩間中学校

第3 監査の対象期間

令和4年4月1日から令和4年11月30日まで

第4 監査の着眼点と実施内容等

財務に関する執行及び経営にかかわる事業の管理が法令に適合し、適法かつ効率的に行われているかどうか、事務の執行が適正に行われているかどうかを着眼点とした。

事前に、監査資料の提出を求め、提出された資料を基にそれぞれの状況について、担当部課長及び担当職員より説明を受け質疑応答の方法で行った。

また、学校監査においては、市内の小・中・義務教育学校から提出された書類等の確認後、学務課職員の出席を求め、対象学校に赴き、提出書類を基に関係帳簿、証拠書類等の確認、照合と併せて学校長及び教頭等から説明を受け、質疑応答の方法で行った。

提出書類

(1) 行政一般等の監査

- ① 組織体制
- ② 事務事業執行状況調
- ③ 収入未済額調書
- ④ 負担金及び交付金の支出状況
- ⑤ 補助金交付状況
- ⑥ 内部統制の取組状況
- ⑦ 歳入歳出予算執行状況報告書（歳入・歳出月計表）
- ⑧ その他、監査委員が必要と認めるもの

(2) 学校監査

- ① 組織体制
- ② 歳出予算執行状況（科目別）
- ③ 公金外現金の取扱状況

第5 監査の結果

笠間市監査基準に準拠し、第1から第4に掲げる事項のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、指摘及び注意事項は以下のとおりである。

『総務部』

【総務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【笠間支所地域課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間支所地域課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【収税課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【税務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【財政課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【資産経営課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『保健福祉部』

【社会福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【子ども福祉課（各保育所）】

特に指摘及び注意する事項なし。

【笠間支所福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間支所福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【高齢福祉課・地域包括支援センター】

特に指摘及び注意する事項なし。

【保険年金課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【こども育成支援センター】

特に指摘及び注意する事項なし。

【健康医療政策課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『市立病院』

特に指摘及び注意する事項なし。

『市長公室』

【秘書課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【デジタル戦略課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【企画政策課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【企業誘致・移住推進課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『上下水道部』

【下水道課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【水道課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『会計課』

特に指摘及び注意する事項なし。

『監査委員事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『公平委員会』

特に指摘及び注意する事項なし。

『市民生活部』

【市民課（市民窓口課）】

特に指摘及び注意する事項なし。

【市民活動課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【環境政策課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【資源循環課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『産業経済部』

【農政課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【観光課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【商工課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『議会事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『農業委員会事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『消防本部』

特に指摘及び注意する事項なし。

『都市建設部』

【都市計画課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【建設課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【管理課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『教育委員会』

【学務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【おいしい給食推進室】

特に指摘及び注意する事項なし。

【公民館】

特に指摘及び注意する事項なし。

【図書館】

特に指摘及び注意する事項なし。

【生涯学習課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『教育委員会（学校監査）』

【大原小学校】

特に指摘及び注意する事項なし。

【北川根小学校】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間第三小学校】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間中学校】

特に指摘及び注意する事項なし。

※ 全体的な注意事項

料金等の滞納対策については、一定の成果が見られるが、財源の確保や公平性を図るためには、なお、一層の収納率の向上と滞納額の縮減に努められたい。

個別の事務事業の達成目標とその成果について聴取したところ、概ね意欲的に処理されているが、一部において、明確な数値目標や定性的な目標の設定について職員の意識が希薄なケースが散見された。また、各事務事業の実施成果についても、具体的に掘り下げた検証を行っていないものが見受けられた。

目標を設定し、その実施の効果を検証することは、最低限の経費で最大の効果を上げるためには必須であり、その上で把握できた課題を解決するための施策を新たに講じていくことが可能になることから、施策評価のみならず、個別の事務事業についてもP D C Aの推進などマネジメントの強化を図られたい。

委託事業の実施については、受託者の専門的な知識をさらに活用し、より効果的かつ効率的な事業執行を確保する観点から、毎年度委託事業の完了報告等を受ける際に、次年度に向けて、A I、I o Tなど最新の技術的アドバイスを受ける機会を設け、実施方法の検討を行うことなどにより、次年度以降の委託事業の実施方法が最善なものとなるよう努められたい。

また、委託事業は、毎年度、多額の経費を必要とするものもあることから、委託事業を所掌する担当者にとっては、その資質の向上に努め、先端技術の動向やその導入、コスト縮減に向けての活用方策等が十分検討できるよう人材育成を一層積極的に進められたい。

公の施設の管理にあたっては、市が負担する指定管理費用をできるだけ低減する必要があり、利用者の意向を踏まえるとともに、民間事業者の創意工夫を凝らしたサービスの向上と経費の節減に努めながら、施設のサービスに見合った適正な利用料金となるよう、不断の見直しに努められたい。

内部統制については、その取組みが全庁的に浸透しており、今後とも、個人情報保護の確保、I C Tの取扱い、会計処理など、全庁共通理解のもとで各部署での内部統制の取組みを進め、なお一層の業務執行の適正を確保されたい。

人口減少や気候変動問題、コロナ禍をはじめ、ウクライナ侵略等による物価の高騰、世界的な景気の減速懸念、賃金引き上げ余力の乏しい中小企業の育成支援、異次元の少子化対策、サイバー攻撃の巧妙化、広域的な凶悪強盗事件の発生など、国家レベルで対応すべき課題であっても、同時に地方の深刻な問題としてその解決に取り組まなければならない事案が増大している。

このような重大かつ想定外の行政課題に対応するには、財政の健全性と機動的な組織体制を確保しつつ、職員の職務ごとに必要なスキルを明確にした上で、職員が社会の大きな変化にも柔軟かつ適切に対応できるよう研鑽できる体制が必要であり、その一層の充実を図られることを期待したい。